

## 〔報告2〕

# ベーシック・インカム構想にみる 「就労」と「福祉」の転換

小沢 修司

## はじめに

私は、ベーシック・インカム（以下、BIと記す）構想に見る「就労」と「福祉」の転換というテーマを設定させていただきました。と申しますのは、ワークフェアに向けた動きやこれからお話をしますBIという構想が登場してきている背景には、従来の就労概念や福祉概念の転換が起きてきているのではないかというのが私の問題意識にありますし、BIの側から、こうした就労概念や福祉概念の転換がもつ客観的意味合いをどのように把握するのか、あるいは把握する必要があるのかについて報告をさせていただきたいと思います。

## 1. BI構想とは

では内容に入ります。最初にBI構想とはということを書いたのですが、まだまだBIとは何かとか、なぜそれを「基礎所得」とか「基本所得」と日本語で表現しないのかという議論もあるのですが、時間の節約のためにここは省かせていただきたいと思います。

BIというのは、就労や結婚の有無を問わず、全ての個人に対して最低限の所得保障を

行う構想として、財源は勤労所得への比例課税に求める。そして、生活を所得面で最低限保障しますから個人所得課税における各種の所得控除はしなくて済むことになります。社会手当、社会保険、社会扶助など現行の社会保障制度の所得保障部分を廃止してBIに置き換えるというもので、租税と社会保障制度を統合するという考え方であるわけです。類似の提案には、負の所得税、参加所得、社会配当などがあり、デモグラントあるいはギャランティード・インカム（保証所得）という呼び名をされる場合もあります。

とくにBI論が大きく議論され始めたのは1980年代のことなのですが、もともとは資本主義成立の初期から似たような議論がありました。なぜ80年代なのかという時代状況を把握しておくことはBI構想の意義を理解するうえで重要だと思うのですが、それは後ほどお話しすることにして、議論の中心になったのはヨーロッパにおけるベーシック・インカム・ヨーロピアン・ネットワーク、BIENという組織がありました。BIENは2年ごとに国際大会を開催しているのですが、昨年バルセロナで開催された大会において、BIENの名称をベーシック・インカム・アース・ネットワークへと変更を行いました。略称としては、同じくBIENなのですが、ヨーロッパか

らアースへ、すなわちヨーロッパから地球規模へと拡大したわけです。それは、B Iに対する関心がヨーロッパから世界へという形で展開し、広がっていることを自覚した、そういう名称変更であったわけです。また、代表者にはブラジル出身の人物が就任するということで、B Iの新たな展開を象徴するかのような出来事があったということを最初に指摘させていただきたいと思います。

## 2. 日本におけるB I論議の展開

次に、日本におけるB I論議の展開についてお話ししてみたいと思います。

日本におけるB I論議の広がりということといえば、2000年という年が一つの画期となりました。私たちの『福祉社会研究』と、そして私と宮本さんとの出会いが関係しているのです。

私と宮本さんの関わりを含めてお話ししますと、『福祉社会研究』第1号が2000年に出たのですが、そこで私は長年暖めてきていたB I論に関する最初の論文<sup>1)</sup>を発表しました。ちょうど同じ年の夏には、基礎経済科学研究所の研究大会が立命館大学の草津キャンパスで開かれ、また秋には社会政策学会が立命館大学で開かれて、宮本さんが「21世紀型福祉国家とは何か」というようなテーマで、全体会の基調報告をされました。そして、基礎研の大会では宮本さんの報告に対するコメントを私が担当することとなったのですが、それが私と宮本さんとの最初の出会いでした。そのコメント部分を文章化したのが、『経済科学通信』94号の「21世紀福祉国家の課題」という論文<sup>2)</sup>であったわけです。

宮本さんが提起された、スウェーデンをベ

ースにした「自由選択社会」の行き着く先について、「自由選択社会」と言うのであれば、就労しない権利だってやはり認めるべきではないか、労働の多様化への姿勢如何がスウェーデン型の福祉国家の将来の行く末やその真価を左右するのではないかというような、非常に大それた、専門家の宮本さんに対してそのようなコメントをさせていただいたことを覚えています。こうして、他にも何人かB Iに関心をもっている方はいたわけですけども、B Iが正面きって議論され始めたのは2000年のこのあたりが出発点でなかったかなと思います。

そして、昨年（2004年）なのですが、国政の中でB Iの議論が、華々しくといいますか、取り上げられることとなりました。私自身も大変驚きました。11月に参議院の本会議で民主党の朝日議員が代表質問を行い、小泉首相が答弁しています。小泉さんの答弁は次のようなものでした。「ベーシック・インカム、この考えについてどうかというお話であります。国が全ての個人に対して最低限の所得保障を与えると、こういうベーシック・インカムという仕組みは聞いておりますが、わが国の社会保障制度は、基本は自助と自律であります。この自ら助ける精神と自らを律する精神。これだけでは不十分である、これだけはどうしても立ち行かない人に対しては公的な扶助、あるいはともに助け合う共助、これを組み合わせて個人の責任、そして自助努力を促しておき、この対抗のし難いリスクに対して社会全体で支え合う制度が必要だと思っておりますが、ご提案の、全ての個人に対して無条件に最低限の所得保障を与えるということについては、私は現在のところ国民的な合意を得ることは難しいと考えております」と。こういうように、知っているけれども採

用しませんと一蹴したわけですが、次の日には、舞台を厚生労働委員会に移して民主党の山本議員と尾辻厚生労働大臣とのやりとりが行われました。

同じく、2004年には、税制調査会の基礎問題小委員会での動きもありました。変わりつつある日本の経済社会の「実像」を見定めた上で21世紀の税制の仕組みを考えようという勉強会が基礎問題小委員会で開かれていくのですが、そこで宮本さんと東大の武川さんが呼ばれて、「公共部門等」という括りでの「勉強会」のところの報告で、宮本さんにしろ武川さんにしろ、B Iに言及された報告をされました。それ以降、税制調査会の基礎問題小委員会での色々な討論のなかで、B Iとか負の所得税というのが議論されていくことになりました。2004年末の「平成17年度の税制改正に関する答申」では、本報告には盛り込まれませんでしたが、「答申に盛り込まれていない主な意見」の中で、負の所得税について社会保障との関係も併せて検討する必要がある、という言及がされる状況にまでなってきてているわけです。

最近の動きとして、もう一つ紹介させていただきます。民主党のネクストキャビネットで厚生労働大臣担当をされている北海道の横路議員を中心として「21世紀の社会保障制度を考える勉強会」というのが企画されたのですが、そこに宮本さんが1回目に呼ばれてお話をされる、そして私が2回目に呼ばれるということがありました。もちろん、私はB Iについて話をしてきました。以上のように、B Iを巡る議論は日本でも急速に関心を持たれて議論され始めるという状況になって来ているわけです。

### 3. B I構想への関心の広がりは何を意味するのか

そうしますと、全員にあらかじめ所得を保障するという意味では従来の資本主義の生活原理にも合わないし、従来の社会保障の考え方とは180度反対を向いているB Iのような構想が、なぜ大きな関心を持って議論されざるを得ない状況になってきているのか、そのところをしっかりと押さえておくことが極めて重要になります。そのことを押さえたうえで、これから社会保障制度のデザインを考えていく必要があるでしょう。

では、B I構想への関心の広がりは何を意味するのでしょうか。先ほど宮本さんは、20世紀型福祉国家の構造が、所得再分配中心でニーズ決定型の福祉国家から社会的包摶中心でニーズ表出型の福祉ガバナンスへ転換してきている、それは20世紀型の福祉国家が前提条件としていたような労働や家族のあり方——私は環境も入れなくてはならないと思っています——がことごとく崩れ去る中で、従来の前提としていたもの上に乗った福祉国家はこれ以上立ち行かなくなっていく、このように整理をされたかと思います。

私は、2003年度の社会政策学会での共通論題「新しい社会政策の構想—20世紀的的前提を問う」で「B I構想と新しい社会政策の可能性」と題する報告を行う機会を与えていただきました。<sup>3)</sup>そこでは、いま言った戦後「福祉国家」が与件してきた労働・家族・環境をめぐる20世紀的的前提というものが変わってきてている中で、従来の社会保障の考え方とは全く正反対のB I論が登場してきたということを指摘させていただきました。20世紀型の

「福祉国家」については、先ほど宮本さんが、所得再分配中心でニーズ決定型であり、6つに区分された国民に8つのリスクがどのように表れるのかという「マトリクス」の部分と重なり合う認識なのではないかと理解しているわけですが、典型的なライフスタイルとして就労のあり方や家族のあり方のモデルを設定して社会保障の制度的対応を考えるという20世紀的な「福祉国家」は機能不全を起こしているということです。ここにB I論が登場する背景があるわけです。

さて、本日は就労、労働が焦点となっていますので、B Iの本質的特徴である、労働と所得を切り離すということに関わりながら、労働社会の変容がB Iの登場を要求してきているということについてお話をしたいと思います。

繰り返しますが、B Iというのは、就労とは無関係に所得を保障するわけです。「働くかざるもの食うべからず」という考え方とは正反対なわけです。働いて稼いだ所得でもって自分と家族の生活を維持し、稼いだ賃金から社会保険の拠出を行い、万一のリスク発生のときには社会保険の給付を受ける資格を確保する、これが現行の社会保障制度の基本的考え方ですが、B Iはまったく違います。

では、このような構想が何故でてくるのかといえば、労働社会が大きく変容してきているからだと私は理解しています。働いて稼ぐ賃金で生活を自前で維持するという場合には「完全雇用」の確保が不可欠ですが、そうした「完全雇用」を実現させることは可能であるのかという「完全雇用」の行方を見定めることが重要になります。しかも、もし「雇用」が確保されたとしても生活賃金を保障するような雇用でなければ意味はないですからそのような雇用の確保は可能なのかとか、働く

といつても工場で9時から5時まで働くという働き方が一般的であった状況からモバイルコンピューティングを利用したりネットワークを利用した「工場外」での時間に限定されない働き方が広がるなど「労働」と「非労働」の境目があいまいになっているとか、あるいはベックが「完全就業システムから部分就業システムへの移行」と表現している問題や、正規雇用の減少に対して非正規雇用が拡大してきていることをどう評価するのか、などなど、労働社会の変容が私たちに、従来的なやり方で生活保障の方策を追求するだけで果たしていいのかどうかを鋭く突きつけてきているという問題状況にあるわけです。こうした問題状況に対し、オッフェは「生活のために労働市場に依存せざるを得ない状態に国民の大半を追いやってきた流れと手をきらなければならない」と言っているわけですけども、そういう労働市場に依存せざるを得ない状況になっている国民をいわば解放する、救い出すということが必要になっているということがあってB Iが登場することになるわけです。

なお、労働と所得を切り離すという点に関わって、B Iの財源論について一言ふれておきたいと思います。B Iの財源をどこに求めるのかということになると、実は色々な考え方があります。例えば環境税みたいなものから、あるいは相続税とか、色々あるのですが、基本的には財源を勤労所得に求めるのがB Iの基本的な考え方だというように理解しています。これに対して、労働と所得を切り離すといっておきながら、財源を労働所得に求めるということは一貫していないというような批判やコメントが寄せられます。しかし新しい富を生み出すのは、毎年毎年の労働だと思います。相続税や環境に対する課税でB Iの

財源を確保するのも結構かなとは思うのですが、一過性ではなく継続的に持続可能な制度を築くには、富を生み出すものから財源を求める、この点はどうしても外すわけにはいかないと思っています。

したがって、労働と所得は大きく見れば一体的で分かちがたいけれども、しかし個々の労働と所得との関係は切り離す必要がある、こういうことがB I構想で示されているのではないかと思っています。それともう一つ、今日の、賃労働が全てであってそれ以外の労働には意味を見いださないという「賃労働至上主義の労働社会」からの脱却、これは多様な労働の価値を尊重していくということを意味していますし、労働社会を巡る日本の状況でいえば「働き過ぎの企業中心社会」からの脱却、これらも賃労働と所得を切り離すということを通じて得られることになるわけで、そのことをもB Iは主張します。

次に、なぜB Iの登場なのかという点でもう1点押さえておきたいのは、「福祉国家の矛盾」の発展としてB Iが登場してきている、あるいは登場せざるを得ない必然性がある、ということについてです。この「福祉国家の矛盾」というのは、オッフェが15、6年前に出した議論でして、「資本主義は福祉国家とは共存できないが、福祉国家がなければ存在することもできない」という形で表現されました。福祉国家と資本主義との矛盾としてとらえてもいいかと思います。

名古屋大学の政治学者に、田村さんというオッフェの優れた研究者がいますが、彼などの整理を参考にしながら、オッフェの言う「福祉国家の矛盾」というのはどういうものなのか、そしてその「福祉国家の矛盾」の発展がなぜB Iの登場を必然的に要求するのかを、次のように考えてみました。

オッフェが指摘する「福祉国家の矛盾」と言うのは、資本主義的市場経済は、原理上その存続のためには商品的ではない脱商品化領域を必要とするにも拘らず、脱商品化した領域の拡大は市場経済の制約となる、ということを言い表したものです。もう少し説明しますと、資本主義経済では当然、商品化した労働力が必要なわけで、賃労働者の存在というのは不可欠なのですが、ただし市場での自由な搾取に任せておくということは、労働力を疲弊、あるいは消耗させてしまうことになってしまう、そこで国家の介入による労働者保護が必要になってくるわけです。もちろん、自動的に国家の介入による労働者保護が進むということでは決してなく、労働者階級の運動がなくてはならないということになるのですが、いずれにしても、国家介入による労働者保護というのは労働力の商品化に制限を加える、すなわち脱商品化を進めることを意味するわけとして、その労働者保護が行き過ぎると資本主義経済に取っては制約となる、ということになるわけです。このことを「福祉国家の矛盾」と表現したのだと思います。

もう1つ、家族ということを考えてみると、そこは市場経済関係が及ばないことになります。つまり、家族は脱商品化領域であるということになります。そして、20世紀の「福祉国家」が「稼ぎ手としての男性」と「専業主婦としての女性」から成る「標準家族」をベースとして税制や社会保障の制度設計を行ったということですから、資本主義経済にとって不可欠な労働力の生産と再生産を、市場経済関係が及ばない、つまり脱商品化領域としての家族に委ねたということを意味することになるわけです。ところが、ご存じのように1970年代以降の世界的傾向として働く女性が増大していき、脱商品化領域とし

ての家族はますます商品化領域に巻き込まれていくことになりました。そのことは労働力商品という働き手を増大させ、国内市場を拡大させることを通じて資本主義経済の発展に大きく貢献するということになるわけですが、家族という脱商品化領域をすべて商品化領域に変え市場の論理を貫徹させてしまうことは、これまでのように、労働力の生産と再生産を市場の及ばない家族内の「私事」と専業主婦による家事・育児・介護などのケア労働（＝無償労働）に委ねておくことができなくなることになるわけとして、家族を「再建」したりケアの社会化を図るなど資本主義経済にとって費用のかかる事態が進行するということになるわけです。ベックはこうしたことを「労働市場（「市場の貫徹」）と家族（「再家族化」）の矛盾」として指摘しています。

こうして、労働にしても家族にしても、市場が及ばない脱商品化領域をともない、それに支えられて発展してきたのが20世紀の福祉国家であったわけですが、ところが今日、労働をめぐる状況変化として、国家の介入による労働者の保護というものが困難を極める状況になってきたし、福祉の受け皿としてあてにしていた脱商品化領域の家族もあてにならないという状況になってきた、つまりは「福祉国家の矛盾」が発展して、20世紀型の「福祉国家」ではない新しい考え方にもとづくB I論の登場が必然的になった、私はこのように認識しているわけです。

このように「福祉国家の矛盾」の発展がB Iの登場を必然的にもたらしたと捉えることが、実はB Iというのは資本主義的なのか、社会主义的なのかがすっきりとはしないという議論に対して一つの回答を与えてくれることになるのではないかと思っています。B Iは労働市場における労働力商品の流動化を制

限せざる意味で市場論理の貫徹を図りますからきわめて資本主義的だといえますが、逆に、すべての個人の生存を無条件に保障し労働市場から抜け出る自由も保障しますからアンチ資本主義的であるともいえます。

では、いったい何なのか。そのことを、B I構想実現が最終目標なのかそうではないのか、ということで考えてみました。B Iを実現したらそれで事足りりで終点だというわけでは決してありません。B Iを導入した後でも資本と労働の対抗関係は続くことになります。ただ、より人間的な形での対抗関係が進むのではないかというのが私の理解です。そうした発想は、かつてマルクスが「資本論」で、労働時間の短縮について、資本主義経済の発展が労働時間の短縮を不可避的に「要求」し、労働時間短縮のもとで資本と労働の対抗関係が「人間的に」闘われ、そして労働時間短縮があらゆる社会進歩の根本条件となると把握して見せたことから得ています。労働時間の短縮は労働者の生存や発達にとって欠かすことのできない要件なのですが、労働時間の短縮をとくに大資本は生産性の向上や中小資本の駆逐のために活用するのです。B Iも同じように考えれるのではないかと思っています。資本主義と「福祉国家」の矛盾の発展が否応なくB Iを歴史の舞台に登場させることになる、こういうことですね。

#### 4. ワークフェア社会における 「就労」と「福祉」の行方

さて、以上のB Iの議論を踏まえながら、ワークフェア社会における「就労」と「福祉」の行方を考えてみたいと思います。

ワークフェア社会への動き、つまり就労と

福祉を結びつけようとするワークフェアが登場し、かたや就労と福祉を切り離そうとするB I論がいま浮上してきている背景には、先ほど宮本さんもお話されたような20世紀の「福祉国家」を巡る基本構造が変わってきているという共通した問題状況があるのだと思います。

しかし、就労と福祉をむすびつける議論と切り離す議論の間には、当然徹底的な違いがあります。ワークフェアの場合にはやはり労働至上主義というものがどうしても機能しますし、産業主義を助長し、それがひいては環境への負荷を増大する。しかもこれだけ頑張れ、働くと支援してるのであるからということで、それでも働かない人に対しては社会の支援をやめるという懲罰的な議論も当然でできます。まさにアメリカ的な流れということです。日本の自立支援の場合も、こうした新たに社会的排除を生み出す危険性を持った議論が出てくるのだろうと思います。

このように、まったく正反対のワークフェアとB Iなのですが、両者が交錯し収斂する動きも出てきていると考えることができます。ワークフェアの場合でいえばよりアクティベーション的ということになるのでしょうか、B Iの場合は参加所得、あるいは地域コミュニティ活動に対する社会賃金とか市民手当という議論が出てきています。焦点はB Iの基本的特徴である無条件支給についてということになるのですが、B I論者のなかにも、フリーライダーを生み出し社会に背を向けるものにまで誰彼なく支給するということはやめておこう、世論の合意が得にくいということで、勤労世代については、就労しているもの以外では、認定された職業訓練や教育の機関に通っている、子供や障害者、高齢者などをケアしている、あるいは認定されたボラン

ティア活動に参加している場合にB Iを支給しようといふいわば条件付きのB Iを提唱する動きがあります。その場合の就労の意味ですが、いわば狭い賃労働への就労ではなくて広い意味での労働に従事する、社会参加している人たちにはB Iを積極的に支給していくという議論ですね。条件付きですが、B Iの修正バージョンということになるかと思います。参加所得を提唱しているのはアトキンソン、地域コミュニティ活動に対する社会賃金や市民手当を提唱しているのはリフキンやベックです。

ちなみに、労働と所得、就労と福祉を切り離すのがB Iの特徴だと言いながら、参加所得の場合は広い意味とはいえ就労、労働と所得を結び付けようとしていますね。それが果たしてB Iなのかという疑問を持たれる方がおられるかと思いますが、狭い意味での労働、つまり賃労働至上主義社会からの解放を目指しているわけとして、そういう意味では十分B Iの仲間に入りうる議論であろうかと考えています。

こうした就労の意味を変えるという点は重要で、資本主義社会、とくに日本などの場合、就労規範というものは強いわけでして、就労と福祉を切り離すB Iへはすぐには向かいにくい、どちらかといえば、ワークフェアへは向かいやすいのかな、と考えていますが、ワークフェア社会に向かう場合、狭い意味での賃労働にこだわったワークフェアなのかそうではないのかということは大きな問題となります。狭い意味での賃労働にこだわったワークフェアというのは、先ほどから宮本さんがおっしゃっているワークフェア中心で市場優位型のガバナンスということで96年改革以降のアメリカにおける動きが典型ということになるわけですが、日本でも見られるような

格差社会状況がいっそうの激しさを増すことにもなりかねません。すべての人を受け止めるキャパシティが果たして労働市場にあるのかという賃労働社会の限界性ということも含めまして、狭い意味での就労、労働ではなく、就労の意味を広くとらえざるをえなくなってくると思うのです。そうすると、ワークフェアからアクティベーションへ、あるいは参加所得的なB Iを求める動きというのが出てくることになります。

そこで最後に指摘しておきたいのですが、広い意味での就労ということで、最近従来の賃労働的な働き方ではなく、N P Oとかコミュニティビジネスにおける雇用への期待が広がっていることに関して一言述べておきたいと思います。経済学の議論で、ボーモルの「コスト病」というものがあります。この議論を踏まえるならば、N P Oやコミュニティビジネスで雇用が創出されたとしても、そこでは生活できる賃金を保障することはできない、どうしても事業主への補助や助成、あるいは労働者個人への直接的な所得保障が不可欠だということになるのです。雇用創出ができるかもしれないけれども生活できる賃金を保障するような雇用創出はできないということです。

ボーモルというのは、文化経済学の発展の基礎を築くうえで大きな貢献をした人物でして、なぜ芸術文化に助成が必要なのか、公的支援が必要なのかということを丹念な劇場調査を通じて明らかにしたのです。単純な例をあげてみると、1時間の演劇作品を10分で上演して回転を速め観客動員数を増やすとか、1000人収容の劇場で行われるオーケストラの公演を10万人収容の野外公演にして収益を増やすというのは無理だということになります。つまり、舞台芸術の「産業」の特性か

らしてどうしてもコストは高くならざるをえないし、舞台芸術関係者へ支払われる賃金はどうしても低く抑えられることになります。ということは、舞台芸術の社会的有用性を認めるとするならば、どうしても舞台芸術、文化芸術に対する公的助成が必要だということになるわけです。このボーモルが発見した「コスト病」はアメリカの経済学教科書にしっかり項目としてあがり経済法則として認知されているのです。

こうしたボーモルの「コスト病」は、文化芸術の枠にとどまることなしに、福祉、医療、教育などの社会サービス部門、地域社会を相手に事業展開するコミュニティ・ビジネス等々にも共通する議論であることは明らかです。対人サービス部門における事業に従事する人の賃金はどうしても低くなってしまうし、地域での事業展開を継続的に保障するにはそれら事業への公的助成か、働く個々人にに対する所得保障が必要不可欠になるのです。ここでも、広い意味での労働としての「就労」に伴うB I的な所得保障の必要性がでてくるということです。

## おわりに

「福祉」概念の転換ということでは、最近、千葉大の廣井さんが日本経済新聞の「やさしい経済学」という連載記事で、事後的な所得再分配から事前の機会保障として個人の自由の実現のための社会保障へというように福祉概念が変わってきているというお話をされているのですが、これはまさにB Iについての議論でありまして、これまでお話してきましたように、「就労」概念にしろ「福祉」概念にしろ、従来の20世紀的な位置づけや意味内

容では済ますことのできない状況が進んできている、こうしたことを踏まえて、これから21世紀型福祉社会のグランドデザインを考えていかなければならぬのではないか、ということで私の報告を終わらせていただきます。

＜注＞

- 1) 小沢修司「アンチ『福祉国家』の租税＝社会保

- 障政策論—ベーシック・インカム構想の新展開—」『福祉社会研究』第1号、2000年、pp.1-10。
- 2) 小沢修司「貧困・社会的排除との闘いの新局面と21世紀『福祉国家』の課題」『経済科学通信』No.94、2000年、pp.54-60。
  - 3) 小沢修司「ベーシック・インカム構想と新しい社会政策の可能性」社会政策学会編『新しい社会政策の構想—20世紀的的前提を問う』法律文化社、2004年、pp.18-31。